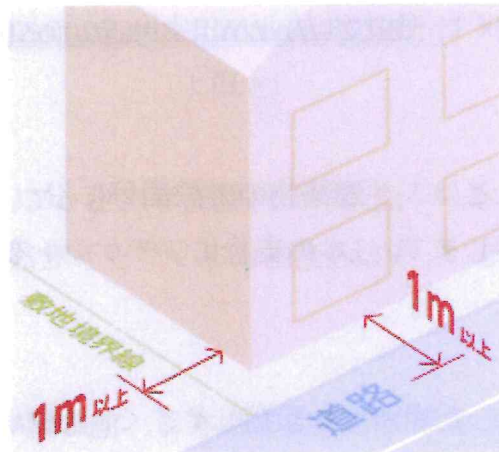


2本の支柱の間に作業板を渡すことから、比較的広い面を確保できるのが特徴です。手すりの設置も可能なことから、安全性や作業性の高さは一側足場よりも優れています。

## 一側足場が使用できるケース

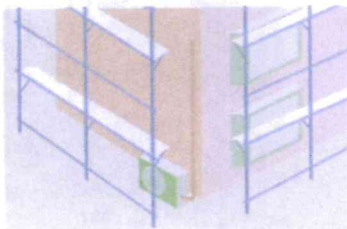
2024年4月以降は原則として本足場の使用が義務化されますが、つり足場の場合や、障害物の存在等で困難な場合は、例外的に一側足場が認められるケースもあります。



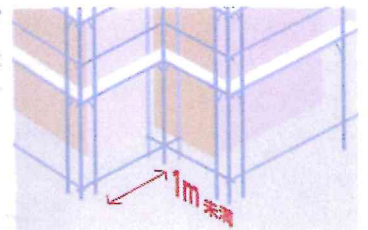
出典：厚生労働省ウェブサイト (<https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/content/contents/001504047.pdf>)

また、足場設置のため確保した幅について「一部が公道にかかる場合・使用許可が得られない場合・その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合」等については、「幅が1m以上の箇所」として含まれないため適用が除外されます。

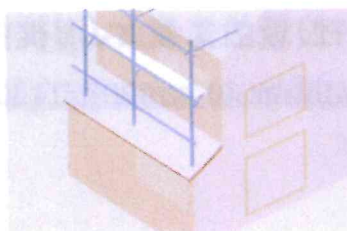
- ・足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



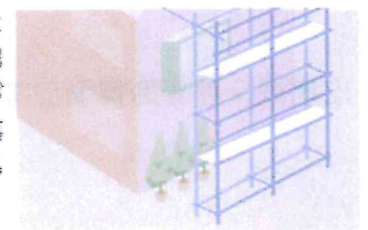
- ・建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- ・屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



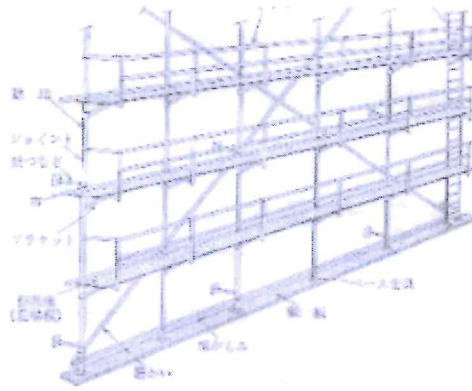
- ・本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる時



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

出典：厚生労働省ウェブサイト (<https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/content/contents/001504047.pdf>)





一側足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)

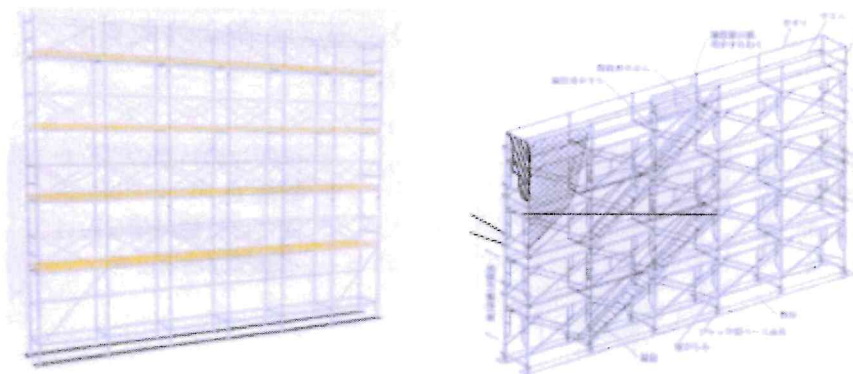
出典：厚生労働省ウェブサイト (<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001057032.pdf>)



一側足場（ひとかわあしば）とは、「建築物の外壁面等に沿って、建地（支柱）を一系列設置して組み立てる足場」のことを指します。1本の支柱にブラケットを設置して、その上に作業板を乗せるという形式です。

狭いスペースや建物との近接した場所でも設置しやすく、他の足場が設置しづらい場所に適しているのが特徴です。また一側足場はコストが安く、設置も簡単というメリットがあります。しかし構造上手すりの設置が難しく、転落事故が発生しやすいのが課題です。

## 本足場（ほんあしば）



本足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)

出典：厚生労働省ウェブサイト (<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001057032.pdf>)



本足場（ほんあしば）とは、「建築物の外壁面等に沿って、建地（支柱）を二列設置して組み立てる足場」のことを指します。二側足場（ふたかわあしば）と呼ばれることもあり、足場の基本形として広く使われています。

